

第 2 7 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 2月15日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 名古屋市の待機児童対策による補助金による新設保育所の開設にともなう補助金申請書類とそれに関わる書類一式（保育園 A（以下、「本件保育所」という。）のもの）
 - (2) 本件保育所建設に係る経過記録書類一式
- 2 同年 3月30日、実施機関は、本件公開請求に対して、民間保育所の賃貸本園設置補助金交付申請書（本件保育所のもの）及び本件保育所進捗報告（以下これらを「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 6月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 本件行政文書に記載されている個人の氏名、住所、生年月日、個人の意識、家庭状況は、特定個人を識別できる情報のうち（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）通常他人に知られたくないと認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の財産に関する利益を害するおそれがある賃料、礼金額については、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。
 - (2) 本件行政文書に押印された法人の印影については、法人の内部管理に関

する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたす情報であるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

また、本件行政文書に記載されている工事見積書及び設計図書の詳細については、法人の生産、技術上のノウハウに関する情報であって、競争上の利益が損なわれる部分については、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

- (3) 本件行政文書に記載されている本件保育所の図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

- (1) 本人からの自己の個人情報の公開請求については、条例に基づく処分に係る審査基準を定める要綱第 3 条第 1 項第 9 号において、「個人に関する情報について当該本人から公開請求（自己情報の公開請求）があった場合においても、条例第 7 条第 1 項第 1 号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うものとする。」とされている。

したがって、たとえ請求者が本人又は法定代理人であっても、条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する個人情報に該当する。

- (2) 工事見積書及び設計図書の詳細に関する情報は、事業上機密性の高い情報であると認められるものであるため、これを公にすると、同業他法人等が同様の施設を導入する等、当該法人の競争上の地位が損なわれると認められることから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件公開請求の目的について、保育園と営業を競争する関係ではないため、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすおそれはなく、競争上の利益が損なわれることはないと主張するが、そもそも情報公開制度については、何人も請求目的を問わず、実施機関が保有する行政文書を請求することができる制度である。

したがって、実施機関は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する基準に基づき、公開決定時に予測される法人等の正当な利益の侵害の有無を慎重に検討し、非公開情報に該当するかを判断するものであり、審査請求人の請求目的を基準として判断するものではない。

(3) 本件保育所は、主に 0歳児から 3歳児の乳幼児が集団で利用する施設であり、犯罪に対する抵抗力が著しく低く、犯罪の被害から隔離する必要性が高いため、特別な配慮を必要とする施設である。また、審査請求人から請求のあった本件保育所の図面には、各部屋の用途に加え、防犯設備等の設置場所が詳細に記載されているものである。

したがって、本件保育所の図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第 7条第 1項第 3号に該当する。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件公開請求の目的について、本件保育所の図面を悪用する意図は全くないので、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等存在しないと主張するが、条例第 7条第 1項第 3号の非公開情報に該当するかの判断を実施機関が行う際に、審査請求人の請求目的を基準として判断するものではないことについては、上記(2)と同様である。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全部公開する旨の決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び口頭での意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書に記載されている個人情報、審査請求人本人の住所、氏名等の記載内容であり、審査請求人に公開したところで、「他人」の情報ではないので、支障は全くない。また、審査請求人の父親は既に死亡しており、審査請求人は父親の法定相続人であることから、審査請求人の父親の住所、氏名等を法定相続人である審査請求人に公開したところで、「他人」の情報ではないので、支障は全くない。

(2) 審査請求人は、自分の所有地に無断で建築された本件保育所の建築手続・開園手続の経過内容を知り、無断で行われた手続きについては無効であることを主張することを目的に本件公開請求をしているものであり、本件保育所と営業を競争する関係では全くないので、公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすおそれは、抽象的にも具体的に一切なく、競争上の利益が損なわれることは一切ない。

(3) 審査請求人は、上記(2)の目的で本件公開請求をしているものであり、本件保育所の図面を悪用する意図は全くないので、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれなど一切存在しない。

(4) 本件行政文書において非公開とされた箇所が、訴訟で争っている相手方が裁判に至る過程で入手した文書では同様の取扱いがなされていない。

同一文書であるのに、審査請求人と当該相手方とで不公平な取扱いがなされている。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 3 点が争点となっている。

(1) 本件行政文書に記載された個人の氏名、住所、生年月日、個人の意識、家庭状況、賃料及び礼金額（以下「本件個人情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否か。

(2) 本件行政文書中の工事見積書及び設計図書に記載された情報（以下「本件法人情報」という。）並びに本件行政文書に押印された法人の印影（以下「本件印影情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。

(3) 本件行政文書に記載された本件保育所の図面（以下「本件公共安全情報」という。）が条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと

認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件個人情報、個人の氏名、住所、生年月日、個人の意識、家庭状況、賃料及び礼金額であり個人に関する情報であることは明らかである。

(3) まず、本件個人情報のうち、個人の氏名、住所及び生年月日は、特定の個人を識別することができる情報であり、個人の意識及び家庭状況は、本件行政文書に記載されている関係者との打ち合わせ内容等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報である。

そして、このような情報は、プライバシー性を有する情報であることから、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(4) 次に、本件個人情報のうち、賃料及び礼金額は、それ自体では特定の個人が識別される情報とは認められないが、私的な賃貸借契約に関する情報であり、公にすることにより、個人の資産状況等を推認することが可能となるため、なお個人の財産に関する権利利益を害するおそれがあると認められる。

(5) 他方、審査請求人は、審査請求人又は審査請求人の父親の本件個人情報は他人の情報ではないので、本件個人情報を公開することに支障はないと主張する。

しかしながら、上記 2のとおり、条例は、市民の知る権利を尊重するとともに、憲法が定める地方自治の本旨に由来する、説明する責務を全うするためのものであり、条例第 5条において、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる」と規定し、何人にも公開請求権を認めている。

また、実施機関は、条例第 7条第 1項各号に基づいて公開等の判断を行うものであり、属人的な事情や請求の目的等を考慮して公開決定等をするものではない。

したがって、上記第 3 2(1) で実施機関が主張しているとおり、個人に関する情報について当該本人から公開の請求があった場合においても、条例第 7条第 1項第 1号の運用に当たっては、本人以外の者から当該情報の請求があった場合と同様に扱うことから、審査請求人の主張は認められな

い。

- (6) 以上のことから、本件個人情報、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

- (1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件法人情報は、本件保育所の建設に関する情報であり、本件印影情報は、本件行政文書に押印されている法人の印影であることから、当該法人の事業活動に関する情報であることは明らかである。

- (3) 次に、本件法人情報及び本件印影情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件法人情報について

- (ア) まず、本件法人情報は、本件保育所を建設する際に必要な図面や工事を請負う法人による見積書等であり、詳細な設計図面及び工事金額の総額及び内訳等が分かる情報である。

- (イ) 次に、本件法人情報には、建設又は設計に関する規格、工法及びデザイン等の専門的かつ技術的な情報が詳細に記載されていることから、これらの情報が公開されると、当該法人の技術的なノウハウが流出し、競合他社が本件法人情報を模倣する等、当該法人に明らかに不利益を与えるおそれがあることが認められる。

また、見積金額は、当該法人が、コスト、利益等を総合的に勘案して見積金額を決定しているものと考えられることから、当該法人の事業活動上の一定のノウハウを有しているものである。これらの情報が公開されると、競合他社による不当廉売等の違法な取引行為を誘発するおそれ等、当該法人に明らかに不利益を与えるおそれが認められる。

- (ウ) 以上のことから、本件法人情報を公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められる。

イ 本件印影情報について

(ア) 法人等の印影は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であるが、例えば、不特定多数の顧客に提供する請求書に押されている印影等のように、外部に開示して使用することが予定されているものについては、これを公開しても、当該法人等の正当な利益を害しないと考えられる。

(イ) しかしながら、法人等の印影の性質、形状、使用されている状況等によっては、当該法人の正当な利益を害することも考えられ、法人等の印影を公開するか否かについては、当該印影の性質等から、これを公開した場合に当該法人等の事業運営に支障をきたすかどうかを個別に判断する必要がある。

(ウ) 本件印影情報は、当該補助金交付申請書及び契約書等に押印されており、本件行政文書が真正に作成されたものであることを示す認証的機能を有するものであると認められる。

また、本件行政文書は、民間保育所の賃貸本園設置補助金交付申請書類等であることから、これらは通常取引過程から発生する文書ではなく、不特定多数の者に配布される性質のものではない。

このため、本件印影情報が公になると、営業妨害や偽造等によって財産的被害を及ぼす等不測の事態を招くおそれも否定できず、当該法人にとって明らかに不利益を与えると認められる。

(4) 他方、審査請求人は、本件保育所と営業を競争する関係ではないので、本件法人情報及び本件印影情報を公にすることにより、法人の事業運営に支障をきたすおそれや、競争上の利益が損なわれることは一切ないと主張する。

しかしながら、上記 3(5) で述べたとおり、条例は、何人にも公開請求権を認めており、また、実施機関は、条例第 7 条第 1 項各号に基づいて公開等の判断を行うものであり、属人的な事情や請求の目的等を考慮して公開決定等をするものではない。

したがって、行政文書公開請求は、請求内容が同一であるならば、誰に対しても同様の基準で行政文書の公開等の決定を行うものであり、請求の目的によって決定が異なるものではないことから、審査請求人の主張は認められない。

(5) 以上のことから、本件法人情報及び本件印影情報は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

5 条例第 7 条第 1 項第 3 号該当性について

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件公共安全情報は、本件保育所の図面であり、本件保育所の建物の構造、敷地、出入口、防犯設備等が分かる情報となっている。

(3) したがって、これらの情報が公になると、不審者や犯罪を企図しようとする者等が容易に本件保育所の施設内に侵入することが可能となることから、本件保育所に通う乳幼児や関係者の生命、身体及び財産の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(4) 他方、審査請求人は、本件保育所の図面を悪用する意図は全くないので、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等一切存在しないと主張する。

しかしながら、上記 3(5) 及び 4(4) と同様、実施機関は、条例第 7 条第 1 項各号に基づいて公開等の判断を行うものであり、属人的な事情や請求の目的等を考慮して公開決定等をするものではない。

(5) 以上のことから、本件公共安全情報は、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。

6 審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 7月20日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
平成29年 4月13日	実施機関の弁明書を受理
5月 9日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論

	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
6月13日	審査請求人の意見陳述等申出書を受理
令和元年 9月20日 (第21回第 1小委員会)	調査審議
11月15日 (第23回第 1小委員会)	審査請求人の意見を聴取
同日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 1月17日 (第25回第 1小委員会)	調査審議
5月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久